

入湯税の充当される経費について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和4年度尾花沢市一般会計決算における入湯税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	入湯税	22,020 千円
【 歳 出 】	観光振興等に要する費用	85,328 千円

単位：千円

事 業	事 業 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	47,410	0	0	0	14,142	33,268
鉱泉源の保護管理施設	10,120	0	0	0	3,019	7,101
消防施設等の整備	46	0	0	0	14	32
観光施設の整備	17,114	3,705	0	4,108	2,775	6,526
観光振興	10,638	0	0	3,700	2,070	4,868
合 計	85,328	3,705	0	7,808	22,020	51,795

※入湯税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。